

市職員の懲戒処分等について（公表）

令和6年2月9日

出退勤に関する不正な申請手続きを行なった職員の懲戒について、令和6年2月7日付けで、次のとおり懲戒処分を行いましたので公表します。

○ 処分事案の概要

令和4年11月から令和5年12月の間に不正な出退勤処理を行っており、そのうちの一部は、所属長のIDを不正に利用し承認を行っていた。

○ 根拠法令

地方公務員法第29条第1項第3号

○ 処分の内容

被 処 分 者				処分の 内容	処分の理由
所属	職級	年代	性別		
市長部 局	主任 級	30代	男性	1年間の 停職	令和4年11月から令和5年12月の間に不正な出退勤処理を行っており、そのうちの一部は、所属長のIDを不正に利用し承認を行っていた。 このことは、全体の奉仕者である公務員としての責任感や自覚を欠いたものであり、地方公務員法第29条に定める懲戒事由に該当する行為である。